

令和6年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

選定した特定の事件（監査テーマ）

「基金に関する財務事務の執行について」

監査の結果等（要約）	措置状況
第5 包括外部監査の結果	
3. 監査の結果及び意見（全体意見）	
<p>【全体意見1】 基金充当事業の今後の実施見込みに基づく基金残高の見直しについて</p>	
<p>基金充当事業による今後の使用見込みが不明、必要額に比して基金残高が過大、又は特定の充当事業がないような場合で、かつ一般財源により造成されている基金（【指摘1】【意見4,5,6】）については、特定の目的を持つ事業の必要額を整理し、基金の適正規模を上回る部分について、一旦、一般会計に繰り戻すことを検討することが望まれる。</p>	<p>ご指摘の基金については、それぞれの措置状況に記載のとおり対応している。 なお、本意見は、全部局と共有しているところであり、今後とも、基金を取り巻く様々な状況を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>
<p>【全体意見2】 運用にかかる知識・ノウハウの習得と外部専門家等の活用の検討について</p>	
<p>公金運用について、新たな知識・ノウハウを習得し、かつ中長期にわたり運用方針を継続することで、安定的で効率が良い運用を実現することが、昨今の金利上昇環境下においては重要である。 そのために、先進自治体への訪問や、債券運用等に関する専門アドバイザーの招聘などにより、知識等を習得するとともに、定期的な人事異動があっても中長期の統一した運用・調達方針を継続できる体制の整備を検討することが望まれる。</p>	<p>資金運用に係る手法等について、他自治体及び証券会社等の金融機関との意見交換を活発に実施しつつ、先進的な取り組みを行う自治体への視察を実施するなど、引き続き資金運用・調達に係る知識・ノウハウを蓄積することにより、安定的かつ効率的な運用を実施してまいります。 また、人事異動によって運用手法等に変動が生じることのないよう、岡山県公金運用方針に沿った運用を徹底し、引き続き中長期の統一した運用を実施してまいります。</p>
第6 監査の結果（各論）	
1. 三木記念事業基金	
<p>【意見1】 現在、当基金で実施される事業のうち、団体に対する助成は、推薦者の減少を理由に休止されているが、所管部署では、推薦に値する団体について、毎年、関係者への聴取等により情報収集をしている。 当基金の設立の目的である「地域社会の発展に貢献した者を顕彰し、又は助成する」を踏まえると、より広く事業を行うことが基金の目的に合致することから、助成金対象の推薦の募集再開を検討することが望まれる。</p>	<p>引き続き関係者への聴取等により推薦に値する団体の有無について情報収集を行い、状況に応じて募集再開を検討してまいります。</p>

<p>【意見 2】</p> <p>現在、当基金の運用は預金により行われているが、長期の国債等では金利が上昇しており、預金での運用と比較して相当程度有利な状況となっている。</p> <p>当基金に係る取崩は、賞の受賞関連費用が大部分となっているが、当該事業費は百万円超であり、基金残高約 50,753 千円を有効に運用することで、取崩額の一定の割合を賄うことも可能と考えられる。</p> <p>毎年の事業費について大幅な変動が見込まれないのであれば、基金残高の一部についてより有利な条件での運用を行うよう検討することが必要である。</p>	<p>債券運用を行うに当たっては条例改正を要するが、基金の運用については「岡山県三木記念事業基金運営規則」第 7 条により、審議会の意見を聞いて基金管理及び処分計画を定める必要があるため、頂いた意見を踏まえ、審議会での検討を行うことについて、研究を行ってまいりたい。</p>
<p>4. 公共施設長寿命化等推進基金</p>	
<p>【意見 3】</p> <p>岡山県公共施設マネジメント方針において、長寿命化を行わない場合の公共建築物の今後 40 年間の修繕・更新費は約 4,423 億円（約 111 億円/年）と試算しているのに対し、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針に基づく取組を行った場合には、使用年数の 20 年延長により、今後 40 年間の修繕更新費用は、約 2,536 億円（約 63 億円 / 年）となり、約 47 億円/年の削減効果が見込まれると試算している。</p> <p>将来における長寿命化に要する金額が多額になることが予想されることから、収支の動向も踏まえながら当基金を積み増す方針となっているが、財政的見地からだけではなく、岡山県公共施設マネジメント方針等を参考に今後の施設整備見通しを踏まえながら、着実な積立を行い、将来の長寿命化等の施設整備費に活用できるよう基金残高を確保していくことが望まれる。</p>	<p>高度経済成長期や平成初期に大量に整備された公共施設の老朽化が進行しており、今後、多くの施設で大規模改修や更新の時期を迎えるほか、岡山桃太郎空港機能強化事業などの大規模事業案件の実施も見込まれており、相当な規模の財源が必要になると考えられる。</p> <p>については、岡山県公共施設マネジメント方針等を参考に、公共施設に係る今後の修繕・更新費用及び施設整備見通しも踏まえながら、着実な積立を行ってまいりたい。</p>
<p>7. 土地開発基金</p>	
<p>【意見 4】</p> <p>未利用県有財産の活用を図るべく、県のホームページにおいて売却予定の土地の情報を掲載しているが、掲載されている土地は、当基金に計上されている土地の一部であり、未掲載の土地の中には、岡山市中心部の土地が含まれるなど、民間での需要が高いと考えられる物件も含まれている。県が保有するこれら土地は、県自体が活用する選択肢もあるが、利用されない限りは、管理コストの負担が生じるのみである。</p> <p>これに対し、賃料収入や売却代金の収受、その後の税収等を考慮し、より有効な利用方法を積極的に検討すべきである。</p>	<p>未利用県有財産について、売払い等の処分が適当と見込まれる土地をホームページで公表し、関係者との調整が必要等の理由により未公表の土地も併せて、年 2 回、庁内に利活用の照会を行っているところであるが、今般、岡山市中心部の土地を民間駐車場として活用を始めたところであり、引き続き、より有効な活用に向けて検討する。</p> <p>また、基金の存続について、施設整備等の事業の実施可能性も勘案しながら、その必要性について検討してまいりたい。</p>

<p>また、他の自治体では、施設整備が概ね完了したことを理由として、土地開発基金を廃止する事例もあり、新たな土地の取得可能性が低いのであれば、基金の存続自体についても検討すべきと考えられる。</p>	
<p>【意見 5】 当基金において管理されている預金残高 3,693,033 千円については、今後積極的に土地の取得に活用される可能性は低いと考えられる。したがって、流動性の高い預金として保有する必要性も低いことから、より有効な運用を図ることが望まれる。 さらに、現在保有している資金残高について、必要額を再考し、将来的に土地の取得に要する見込みが低い場合には、一般会計に繰り戻すことも検討すべきである。</p>	<p>基金現金について、令和 6 年度まで、他の基金と併せて一括して会計課における繰替運用としていたが、令和 7 年度において基金現金のうちの一部を独自に大口定期として運用しているところである。今後も、適切な運用や必要額について検討してまいりたい。 また、保有資金について、施設整備等に要する必要額も勘案しながら、その資金残高について検討してまいりたい。</p>
<p>9. 文化振興基金</p>	
<p>【意見 6】 平成 23 年に旧「岡山県文化振興基金」と「岡山県文化事業振興及び美術金取得基金」を統合し、現「岡山県文化振興基金」となっている。 統合時点の残高は 20 億円であり、その内訳は、①岡山県郷土文化財団の活動を助成する経費の財源に充てる 10 億円、②岡山県立美術館の美術品を取得する経費の財源に充てる 5 億円、③文化事業を円滑に実施する経費の財源に充てる 5 億円であった。 このうち、③は事業に継続的に充当しているが、①は取崩実績がなく、②も平成 27 年度に 1 度取り崩したのみである。 同一の基金の中で、①、②を充当しないのであれば、基金を統合した意義も乏しく、③の枯渇が懸念される現状や、基金統合から 10 年以上経過していることを踏まえ、当基金の今後の在り方を含めた検討をすることが望まれる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、今後の在り方を検討しているところである。</p>
<p>10. 岡崎嘉平太記念館基金</p>	
<p>【指摘事項 1】 当基金は、岡崎嘉平太氏を顕彰する記念館の建設等を目的として平成 13 年に設置されたものであるが、その後計画の変更により、基金設置から 20 年以上経過した現在も建設予定はなく、運用益の積立のみで、取崩実績はない。 将来的に記念館建設の可能性がゼロではないため残しているとのことであるが、仮に記念館を建設した場合、現在の建設コスト増加の環境下においては、追加的な維持管理コストも一定金額発生し、さらには多額の一般財</p>	<p>現在の記念館において、岡崎嘉平太氏の功績を末永く後世へ伝えるよう、基金を活用しながら、引き続き、顕彰事業を推進してまいりたい。</p>

源からの追加的支出も発生することが予想される。

当該状況を踏まえ、記念館建設の是非を検討するとともに、今後の基金の在り方を検討すべきである。

11. 新進美術家育成支援基金

【意見 7】

寄附として受け入れた普通株式 5 万株について、配当金収入のみを基金に積立てることとし、株式自体は一般会計で所管している。

企業会計においては、上場株式は期末時点の時価評価額で認識されることから、当基金残高についても、毎年度末の株式の時価相当額を反映することが、実質価値を表現できるため望ましい。

具体的には、株式自体を一般会計で所管する場合には、寄附時点の株式時価相当額を一般会計から当基金に積み立て、毎年度、株式の時価評価額に合わせ残高を増減させる、または、寄附株式を基金にて保有し、時価評価する運用を、基準等で明らかにすることなどが考えられる。

当該寄附株式については、基金では保有せず、配当金収入のみを基金として積み立てる運用とすることを寄附受け入れ時に整理し、その旨条例に規定している。

なお、株式の実質価値については、国が示す統一的な基準（民間企業と同様の会計処理方法）に基づき、県が作成している財務書類において、会計年度末における時価相当額を毎年度記載し、公表しているところである。

【意見 8】

令和 6 年以降、毎年度の取崩は 10,000 千円程度を予定しているとのことであるが、これは令和 5 年度の配当金収入が今後も維持されることを前提としたものである。

上場株式の配当は、每期安定的に行われる保証はなく、基金を維持するための原資としては非常に不安定な財源と言える。このため毎期の配当実績を基に、寄附者と都度協議を実施し対応しているが、基金の継続のためには、都度協議ではなく、「年間の配当状況を勘案して、基金の取り崩しを実施する」といった基金運用ルールを整備することが望まれる。

当基金で実施している表彰事業（岡山県新進美術家育成「I 氏賞」）について、令和 3 年度に見直し、毎年開催から隔年開催に変更したところであり、当面、事業の継続性に支障はないと考えているが、必要に応じ、適切に対応してまいりたい。

（参考）当該保有株式の年間配当額

対象年度	年間配当（株）
令和 3 年 3 月期	35円
令和 4 年 3 月期	45円
令和 5 年 3 月期	50円
令和 6 年 3 月期	50円
令和 7 年 3 月期	50円（予想）

（出典：株式会社の開示書類をもとに監査人作成）

16. 安心こども基金	
<p>【意見 9】 基金の原資となっている国からの交付金について、令和 11 年度までの長期的な事業であるため、計画を立て最大限利用することが望ましい。</p>	<p>市町村が実施主体となる交付金対象事業もあることから、市町村担当者会議で積極的な活用を促すとともに、事業要望調査を通じて、計画的な利用を図った。</p>
17. 子ども災害見舞金基金	
<p>【意見 10】 対象となる災害の発生の有無について積極的に調査するとともに、HP で子ども災害見舞金の案内を常時行うことが望ましい。</p>	<p>認知度向上に向け、HP で子ども災害見舞金について恒常的に案内することとした。また、り災証明交付時に制度を案内してもらえるよう、市町村に対し、新たに作成したチラシを送付するとともに、制度の周知も行った。</p>
20. 介護保険財政安定化基金	
<p>【意見 11】 基金条例上可能とされている債券の一括運用を、当基金においては実施していない。平成 28 年度以降、貸付実績もなく、貸付需要が高くないことも踏まえ、できるだけ効率的な運用を行うためにも、債券の一括運用を検討することが望ましい。</p>	<p>検討した結果、令和 8 年度から基金の運用方式を債券の一括運用に変更する。</p>
22. 国民健康保険財政安定化基金	
<p>【意見 12】 保険者努力支援制度では、取組状況や取組内容の評価により交付金の額が決定するが、都道府県別獲得点の順位は全都道府県中 38 位と、制度を有効活用できているとは言い難い状況である。目標額を設定するなど、県を挙げての取組実施を積極的に検討することが望ましい。</p>	<p>保険者努力支援制度で評価されるよう、令和 7 年度から、庁内関係者に加え、全市町村も参加する担当者連絡会議を開催し、市町村の取組が確実に得点できるよう指導したほか、好事例の横展開を実施した。</p>
24. 工業振興特別基金	
<p>【指摘事項 2】 当基金は、平成 5 年度以降、基金の積立、取崩の実績がなく、残高ゼロのままとなっている。積立財源である電力移出県等交付金の交付要件が緩和されるなど、今後積立てられる可能性があるため存続させたという経緯があり、令和 6 年 3 月に既に部内では廃止を議会に上程することを決定しているものの、その意思決定に相当な時間を要しており、過去において十分な検討がなされたとは言い難い。 基金の設置目的に照らし、不要と考えられる場合には、適時に廃止の手続を取ることが望ましい。</p>	<p>当基金条例の廃止を令和 7 年 2 月議会に上程し、令和 7 年 3 月 21 日公布の廃止条例をもって廃止とした。</p>

25. 総合展示場コンベックス岡山整備基金	
<p>【意見 13】</p> <p>施設全体のおおまかな修繕等の計画はあるが、金額については大規模修繕のみ、また億円単位で示された簡易的なものである。建設から30年以上経過していることから、今後も修繕の必要性が高まることが想定され、また基金からの充当についても具体的な計画が必要となることから、より詳細な修繕計画を作成することが望ましい。</p>	<p>コンベックス岡山の設備修繕等については、個別施設計画に沿って進めているところであるが、引き続き、本計画を精査し、計画的な基金の充当を行ってまいりたい。</p>
33. 県立学校施設等整備基金	
<p>【意見 14】</p> <p>各学校の設定した目標額に達し、かつ目的とした事業が完了したものについて、37,632千円（令和5年度末時点）の余剰金が生じている。寄附により集められた資金については、寄附者の意思を尊重することが重要であるため、安易に他の学校の不足額の補てんに流用されるべきものではないが、一方で活用されないまま残置される状況も望まれないものと考えられる。</p> <p>したがって、余剰が生じた場合には、対象となった学校において、可能な限り有効に活用されることが望ましいと考えられる。</p>	<p>可能な限り早期に寄附金を活用するため、まずは該当校において新たな活用プランを策定し、充当することにより、引き続き、より良い学習環境の充実につながるよう取り組むこととしている。</p>